

伊万里市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、
同条第9項の規定により報告文書のとおり公表する。

令和7年3月31日

伊万里市監査委員 井 関 勝 志
伊万里市監査委員 力 武 勝 範

定期監査結果報告書

伊万里市監査基準に準拠し実施した定期監査について、下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査等の対象

年 度	令和5年度、6年度
部 局	教育委員会（教育総務課、学校教育課、スポーツ課、国スポ・全障スポ推進課）

3 監査等の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、行政事務における能率性、合理性、並びに適法性についても着目し監査を行った。

4 監査等の実施内容

監査実施期間	内 容
令和7年1月30日～ 2月7日	事務の執行について必要な資料を求め、関係職員の説明を聴取して実施した。

5 監査等の結果

財務に関する事務の執行及び行政事務は、おおむね適正に処理されていた。

監査結果は次のとおりである。このほか軽微な事項については、実査及び講評等の折に指導した。

今後とも関係法令、条例、規則等を遵守し、適正かつ効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のためなお一層の努力をされたい。

	教育委員会
勧 告	0件
重要な指摘事項	0件
その他指摘事項	1件

(重要な指摘事項) 法令等に違反又は不当と認める事項で、その程度が重大又は著しく妥当性を欠き、改善及び是正の措置を講ずる必要があると認めるもの

(その他指摘事項) 法令等に違反又は不当と認める事項で、重大な指摘事項には至らないが改善及び是正の措置を講ずる必要があると認めるもの

6 措置状況の報告について

勧告及び指摘事項については、伊万里市監査結果の取扱基準において措置状況の報告を求めるとしている。なお、措置が講じられたものについては、地方自治法第199条第14項に基づき監査委員が公表することとされている。

教育委員会定期監査結果【指摘事項】

教育総務課

指摘事項	1 留守家庭児童クラブ利用料の未収金について
監査の結果	<p>【その他指摘事項】</p> <p>留守家庭児童クラブ利用料の未収金については、前回（令和4年度）の定期監査において、平成16年度から平成27年度の未収金に係る不適正な債権管理に対し指導を行い、その原因調査と適切な対応を求めていたところである。その後において原因等の調査はなされていたが、未だ未納者とその額を特定するまでは至っておらず、状況に大きな進捗は見られなかつた。</p> <p>債権の不適正な管理は市の信用を損なうものであり、早急に徹底した調査を行い適切な対応を図られたい。</p>
根拠条文等	伊万里市会計規則第40条（整理簿の消込み） 〃 第42条